（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容）

第十二条　法第十三条第二項第一号イ(1)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定及び第二十一条第二項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一　内国会社　次に掲げる事項

［イ～ニ　略］

ホ　第二号の五様式第一部から第六部までに掲げる事項

［ヘ・ト　略］

二　［略］

（臨時報告書の記載内容等）

第十九条　［略］

２　法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　［略］

二　募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される提出会社が発行者である有価証券で、その取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議若しくはこれらに類する決定又は行政庁の認可があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合にあつては、当該発行が行われた場合）次に掲げる事項

［イ～ハ　略］

ニ　当該募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券が株券（準備金の資本組入れ又は剰余金処分による資本組入れにより発行されるものを除く。）、新株予約権証券又は新株予約権付社債券である場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

［(1)～(3)　略］

［ホ・ヘ　略］

二の二　法第四条第一項第一号の規定により募集又は売出しの届出を要しないこととなる株券等（令第二条の十二第一号に規定する株券等をいう。以下この号において同じ。）又は新株予約権証券等（令第二条の十二第二号に規定する新株予約権証券等をいう。ロにおいて同じ。）の取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この号において同じ。）又は売付け勧誘等（信託を用いて交付する株券等の売付け勧誘等にあつては、当該信託の受託者が当該信託の信託財産の計算において取引所金融商品市場で買い付けた株券等のみを交付することとされているものを除く。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議又はこれらに類する決定があつた場合　次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　株券等　次に掲げる事項

［(1)・(2)　略］

(3)　当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方（(4)及び(5)において「勧誘の相手方」という。）の人数及びその内訳

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容）

第十二条　［同上］

一　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　第二号の五様式第一部から第五部まで及び第七部に掲げる事項

［ヘ・ト　同上］

二　［同上］

（臨時報告書の記載内容等）

第十九条　［同上］

２　［同上］

一　［同上］

二　募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される提出会社が発行者である有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議若しくはこれらに類する決定又は行政庁の認可があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）　次に掲げる事項

［イ～ハ　同上］

ニ　株券（準備金の資本組入れ又は剰余金処分による資本組入れにより発行されるものを除く。）、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

［(1)～(3)　同上］

［ホ・ヘ　同上］

二の二　法第四条第一項第一号（令第二条の十二各号に規定する場合に限る。）の規定により募集又は売出しの届出を要しないこととなる株券等又は新株予約権証券等の取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この号において同じ。）又は売付け勧誘等のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合　次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方（以下イにおいて「勧誘の相手方」という。）の人数及びその内訳